

2019年5月14日

逗子市

## 逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者の募集について

### ■施設概要

- ・名称 逗子文化プラザ市民交流センター
- ・所在地 神奈川県逗子市逗子4丁目2番11号
- ・延床面積 4,130.05㎡

### ■指定管理者制度導入の趣旨

逗子文化プラザ市民交流センター（以下市民交流センターという）は、幅広く市民活動、生涯学習の場として市民の自主的な活動に使用されています。

既存の事業・運営の方針を継続するとともに、従前以上に市民感覚に依拠した運営を実現していくことを目指し、地方自治法第244条の2第3項及び逗子文化プラザ市民交流センター条例第6条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を2015(平成27)年度より導入しました。

### ■指定管理者候補の選定について

2020(令和2)年3月31日をもって、現指定管理者による指定管理期間が終了するため、次期の指定管理者候補を選定します。

指定管理者の選定は、プロポーザル方式とし、逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会による提案審議を行います。

### ■指定期間

2020(令和2)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで（5年間）

### ■詳細は、募集にかかるホームページ

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/simin/siteikanri/2ki-bosyu-2019.html>  
をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部市民協働課 石井・中川

電話：046-873-1111 内線262